（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請書の記載事項等） **第八条**　法第九条第一項第四号の法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～四　略］ 五　代理人によって申請をするときは、当該代理人の氏名及び生年月日又は名称並びに住所（代理人が弁護士であるときは当該弁護士の氏名並びに事務所の名称及び所在地、代理人が弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であるときは当該弁護士法人又は当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称及び所在地並びにその業務を担当する弁護士の氏名。第十二条第一項第四号、第十七条第二項第四号及び第十八条第一項第五号において同じ。） 六　［略］ 七　控除対象額があるときは、当該填補又は賠償があった年月日、当該填補又は賠償をした者の氏名又は名称及びその者と犯人との関係、当該填補又は賠償を受けた者の氏名又は名称及びその者と対象被害者又はその一般承継人との関係並びに当該填補又は賠償の額の内訳 ［八・九　略］ ２　［略］ （申請書に添付すべき資料等） **第九条**　法第九条第一項及び第二項に規定する申請書に添付すべき資料は、次に掲げるものとする。 一　申請書に記載されている申請人（申請人が法人等である場合にあっては、その代表者又は管理人）及び申請人の代理人（弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を除く。）の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等（運転免許証、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）で申請の日において有効なものの写しその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類（以下「自然人に係る本人確認書類」という。） ［二～八　略］ （裁定表の閲覧） **第十七条**　［略］ ［２～７　略］ ８　弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）である代理人は、検察官の許可を受けて、自己の使用人その他の者に裁定表の閲覧をさせることができる。 （資格裁定確定後の一般承継人の届出） **第十八条**　［略］ ２　［略］	（申請書の記載事項等） **第八条**　法第九条第一項第四号の法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～四　同上］ 五　代理人によって申請をするときは、当該代理人の氏名及び生年月日又は名称並びに住所（代理人が弁護士であるときは当該弁護士の氏名並びに事務所の名称及び所在地、代理人が弁護士法人であるときは当該弁護士法人の名称及び所在地並びにその業務を担当する弁護士の氏名。第十二条第一項第四号、第十七条第二項第四号及び第十八条第一項第五号において同じ。） 六　［同上］ 七　控除対象額があるときは、当該てん補又は賠償があった年月日、当該てん補又は賠償をした者の氏名又は名称及びその者と犯人との関係、当該てん補又は賠償を受けた者の氏名又は名称及びその者と対象被害者又はその一般承継人との関係並びに当該てん補又は賠償の額の内訳 ［八・九　同上］ ２　［同上］ （申請書に添付すべき資料等） **第九条**　法第九条第一項及び第二項に規定する申請書に添付すべき資料は、次に掲げるものとする。 一　申請書に記載されている申請人（申請人が法人等である場合にあっては、その代表者又は管理人）及び申請人の代理人（弁護士及び弁護士法人を除く。）の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等（運転免許証、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）で申請の日において有効なものの写しその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類（以下「自然人に係る本人確認書類」という。） ［二～八　同上］ （裁定表の閲覧） **第十七条**　［同上］ ［２～７　同上］ ８　弁護士（弁護士法人を含む。）である代理人は、検察官の許可を受けて、自己の使用人その他の者に裁定表の閲覧をさせることができる。 （資格裁定確定後の一般承継人の届出） **第十八条**　［同上］ ２　［同上］